

令和7年第7回太子町議会定例会（第518回町議会）会議録（第3日）

令和7年12月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第81号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 2 議案第82号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第83号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第84号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第85号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第86号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 7 議案第87号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 議案第88号 工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））
- 9 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第81号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 2 議案第82号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第83号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第84号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第85号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第86号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 7 議案第87号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 議案第88号 工事請負変更契約の締結について（太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事（その1））
- 9 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	松浦崇志	6番	出原賢治
7番	森田哲夫	8番	玉田正典
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
13番	中島貞次	14番	堀卓史
15番	首藤佳隆		

会議に欠席した議員

11番 清原良典

会議に出席した事務局職員

局長 田中秀彦 書記 蛭井のり子
書記 西村和佳奈

説明のため出席した者の職氏名

町長 沖汐守彦 副町長 榮藤雅雄

教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	藏 屋 一 彦	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠
こどもえがお課長	肥 塚 馨		

(開議 午前10時00分)

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

令和7年第7回太子町議会定例会第3日目に御出席いただきありがとうございます。

なお、清原議員より体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので報告します。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第7回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 議案第81号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）**

○議長（首藤佳隆） 日程第1、議案第81号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉田智子議員。

○吉田智子議員 23ページ、24ページ款9消防費、項1消防費、目3消防施設費の節11役務費、車両購入のため手数料がということでお話がありましたが、このあたりについてももう少し具体的に説明いただけたらと思います。

あと、27ページ、28ページの款12公債費、項1公債費、目1元金が79万5,000円減額、あと目2利子のほうについて255万1,000円減額について、利率変更ということでお話がありましたけれども、このあたりについてももう少し具体的に御説明いただければと思います。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 23、24ページの款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節17備品購入費、無線機外を含めて、そのあたりの消防自動車の追加の関係で御説明いたします。

この車の関連費用につきましては、本年7月に公益財団法人日本消防協会のほうから、福祉共済事業等による車両ということで車両の交付を受けました。これにつきましては、軽四のワンボックスの自動車でございますが、現在15年経過しております工作車と入替えのほうを考えております。車両につきましては、車両及び附属品等は提供いただく日本消防協会のほうで御用意いただけますが、登録でありましたり、あとそれぞれのドライブレコーダーとか、それから無線機などの購入、それから諸費のほうは当方持ちとなっておりますので、そのあたりの経費を計上させていただきます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） それでは、私のほうから2点目の公債費の元利償還金の補正について

お答えいたします。

まず、元金についてなのですが、以前発行した起債の利率見直しによりまして、利子の返済額が若干増えました。この当該起債につきましては、元利均等償還という設定になっておりまして、元金と利子を合わせた額を同額払い続けるというものでございます。利子が増えることによりまして、元金が減るというシーソー関係になっておりますので、今回元金を減らしたというのが元金でございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子のほうにつきましては、予算編成時点でいまだ発行していない利子につきましては、見込みで利率計算をしておるのですが、実際に発行したときに相手方の条件と借入れ当時の貸付利率等によりまして変更がございますので、その結果、生じた残余を減額するもの、あと過去発行の利率見直しについても、見直しの結果、当初見込みから減ったものにつきましては利子を減額しているものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

山本順久議員。

○山本順久議員 歳出の19ページ、20ページの款3項1目7の国民年金費、節12国民年金システム改修委託料なのですが、こちらは歳入のほうで国民年金市町村事務取扱交付金を受けましてシステム改修が行われるのですが、システム改修の内容についてちょっと御説明をいただきたいのが1点。

あともう一点は、歳出の25ページ、26ページの款10項2目2教育振興費の節13の使用料及び賃借料のところのG I G Aフィルタリングサービス、こちらは中学校のほうの同じく節13の使用料でも上がっておりますのですが、このG I G Aフィルタリングサービスの事業の内容の説明と、あと本年度補正で上げてらっしゃる経費は今年度分だけなのか、その使用料を払う期間の説明をお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 19ページ、20ページの款3民生費、項1社会福祉費、目7国民年金費、節12委託料国民年金システム改修委託料について御説明いたします。

これにつきましては、令和7年度税制改正に対応するもので、特定親族特別控除の創設ということで、これが令和7年10月公布、令和8年4月施行ということで、このための改修を行うものでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私のほうからは、款10項2目2教育振興費、節13の使用料及び賃借料、G I G Aフィルタリングサービスの使用料につきまして御説明申し上げます。

こちらにつきましては、1人1台端末にオプションとしてついておりますフィルタリングサービスでございます。児童・生徒を違法なもの、それから有害な情報から守るための安全なインターネット使用を促進するために必要なものでございます。期間につきましては、こちらのほうは買取りになりますので半年間を予定しております。3月からの半年分を予定しております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 そうしますと、また半年たって使用期限が切れますと、ずっとこれからも必要な経費になってくると思うのですが、そういうことでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長、マイクをもう少し近づけてください。

○教育次長（福井照子） こちらにつきましては、フィルタリングサービスというのは1人1台の端末を使う限りは必要なものと思っておりますので、今後も更新していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 18ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節12委託料の内容についてですが、消費税云々であったかと思いますが、再度その詳細説明をお願いしたいのと、あと同じページの節18負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会補助金追加について、昨年度より大きい金額になってます。補正だから金額が上がったよという話なのか、それとも同じ性質のものじゃなくて違う性質のものに変わったので金額が上がったのかどうかという確認をします。

それと、24ページの款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費の節12委託料、中道跨線橋修繕工事委託料追加について、これは説明でもありましたが、もう少し詳しく説明をお願いします。何で前倒しになったのかというのを詳細等をお願いします。

それと、26ページの款9消防費、項1消防費、目4災害対策費の防災行政無線用機器購入費についてですけど、国の通知に伴ってあったのですけれども、以前、令和元年度分の機器更新という形かと思うのですが、それについても台数等々を含めて詳細説明を再度お願いします。

それと、28ページの款10教育費、項6保健体育費、目4給食センター費の需用費についてなのですが、給食用精米の分ですが、理由として価格高騰という形だったかと思うのですが、去年、まちづくりの集いだったか何かのときとかにも、ひょっとしたら予算委員会なんかでも出たかもしれませんが、地域のお米を買うよという話とかもされてたのですけれども、地域のお米を買うために金額が高騰しているのが上がったのか、それとも通常の方なのかの確認をしますのでお願いします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 私のほうから、17、18ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の12委託料、それから18負担金、補助及び交付金の御説明をさせていただきます。

まず、委託料のほうですが、生活困窮者相談支援事業委託料、それからひきこもり支援ステーション事業委託料、それから生活困窮者支援等のための地域づくり事業委託料の追加でございますが、これにつきましては各事業におけます消費税相当額を計上させていただいております。生活困窮者支援等のための地域づくり事業委託料につきましては、令和7年度からの新規事業となっております。

続きまして、18負担金、補助及び交付金ですが、社会福祉協議会補助金の追加につきましては、上の2事業、生活困窮者相談支援事業委託料、それからひきこもり支援ステーション事業委託料の過年度、令和5年度及び令和6年度の消費税相当額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私のほうからは、24ページの目1道路橋りょう総務費、節12委託料の中道跨線橋修繕工事委託料の追加ということで御説明させていただきます。

この分につきましては、令和3年度に実施いたしました道路橋点検に伴いまして、修繕が必要な3判定となっております北ノ町坊主山線の橋梁の補修工事に要する費用を予算計上しておりましたが、橋梁の修繕工事については令和7年度の国の補助金を活用して道路橋の修繕工事を実

施する予定でしたが、道路橋の構造を調査する中で橋となる部分が大変老朽化しておりまして、基礎となる石積みがコンクリートの補修ではとても構造的に安全を確保できないということが判明いたしまして、この橋梁補修工事によって実施するに当たりましては、経済比較等も含めて検討した結果、ボックスカルバートに変更するほうが安価であり、また施工性や工期の短縮も図れるということで補修方法を改めることとしました。

この状況を踏まえまして、橋梁工事の修繕につきましては国庫補助対象として本年度内示を受けておりまして、兵庫県にそういった理由を説明して、同橋梁の補助を活用して行っております中道跨線橋修繕工事の補助金に充当しても構わないかということでお尋ねをしたところ、充当することは可能であるということで回答が得られましたので、今回補正予算において中道跨線橋修繕工事委託料のほうに前倒してこれを充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 私のほうからは、26ページの日4災害対策費、節17備品購入費の、防災行政無線用機器購入費及び新型J－ALERT受信機購入費のことについて説明させていただきます。

まず、防災行政無線用機器購入費でございますけれども、令和元年度に整備いたしました防災行政無線におきまして、当該操作卓のパソコンを含めました基幹機器の保守期間が終了するために機器を更新するものでございます。その際には、新たに利便性の向上と住民周知等の伝達の機能強化を目的といたしまして、LINEに連携するなどの機能も併せて拡充したいと考えております。台数につきましては、操作卓のパソコンであるとか遠隔制御装置とか様々ございますけれども、それぞれ1台ずつでございます。

それから、2つ目の新型J－ALERT受信機購入でございます。

これにつきましては、当町のJ－ALERTシステムにおきまして、これも現行の保守が終了いたします。それに併せまして、国のほうからは保守の終了に併せて、受信機自体が全国的に老朽化が進んでおるということから、買換えの推奨がなされておりますことから、今回は保守が終了するのに併せまして、J－ALERTの受信機を導入したいとするものでございます。これについても1台でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私のほうからは、28ページ、日4給食センター費、節10需要費の賄材料費について御説明申し上げます。

現在、本町では給食用の米の購入方法につきましては2種類ございます。1つ目は、先ほど御質問にもありましてとおり、町内生産者からの購入、2つ目は公益財団法人兵庫県スポーツ協会、兵庫県学校給食・食育支援センターからの購入でございます。

価格につきましては、学校給食用物資として使用する青果物及び精米の取扱いにおける内規に基づき、公益財団法人兵庫県スポーツ協会が定める精米売渡価格としており、町内生産者からの購入。兵庫県スポーツ協会からの購入ともに同額での購入でございます。

例年、精米は米の収穫時期に価格が決定する仕組みとなっておりますので、10月に協会からその年に生産された精米の売渡価格についての通知がありますが、協会においても農業協同組合から米を購入しているため、令和7年産の米の価格の上昇に伴い、市町への売渡価格が変更になったものでございます。報道にもありましてとおり、米の価格は高止まりしておりますので、令和7年10月22日付で令和7年産精米の価格について通知がありました。この補正につきましては、こ

の通知に基づき、上昇分を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 私のほうから、3点の質問をします。

予算書の13ページ、14ページ、款21諸収入、項3雑入、目2の雑入の節8教育費雑入で10万5,000円の計上があつて、陸上競技場公認更新工事上下水道使用料とあつて、説明では施工業者の水道の使用分という説明であつたかと思うのですけれども、この点を具体的にもう少し説明をお願いしたいということです。

何でこの質問をしますかという、町の上水道の使用料の早見表で見ると、例えば2カ月で言うと、100立方メートルを使用すると、上下水道料金というのは3万2,714円という記載があるのです。そうすると、10万5,000円ということであれば数百立方メートルの使用をするのではないかな、相当大きな水量になりますので、どういうことだったかというのをお聞きしたいというのが1点目です。

それから、2つ目が予算書の24ページ、兵庫県公共事業款8の土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の中の節18負担金、補助及び交付金で、兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加として230万円の記載があります。当初予算では、丹生山の急傾斜地崩壊対策工事で、たしか令和7年度で完了予定ということで県事業の負担金として1,000万円が計上をされておりましたけれども、この工事が変更で増額になったために今回の230万円の追加が生じたように思えるのですけれども、そういう理解でいいのかどうかを確認したいのと、併せて工事の負担割合が20%でいいのかどうか、その点の確認をお願いいたします。

それから、3点目ですが、同じページで先ほどの中裁議員の質問でもあつたのですけれども、目1道路橋りょう総務費、節12の委託料で中道跨線橋の修繕工事の委託料800万円の追加が計上されてまして、先ほどの説明でいきますと、中道跨線橋ではなくて北ノ町坊主山線の橋梁の修繕に使つたという説明だつたかと思うのですけれども、ちょっと確認をしたいのですけど、JRに委託をしている11億円余りの委託工事があるのですけれども、この工事の名前が中道跨線橋補修工事ということになってるかと思うのですけれども、その中道跨線橋補修工事がJRで、今回上がつてるのが中道跨線橋修繕工事という、補修と修繕の言葉の使い分けがしてあるのですけれども、その点のことについて説明をお願いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私のほうからは、歳入の14ページの款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節8教育費雑入の陸上競技場公認更新工事上下水道使用料金について御説明申し上げます。

こちらのほうにつきましては、舗装を切削する際に機械を使用する際に水を使用すると聞いております。水をかけながら作業をするということで、その分の水が必要になっているものと聞いております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） それでは、24ページの項1土木管理費、目1土木総務費の節18負担金、補助及び交付金の兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加ということで御説明させていただきます。

当工事につきましては、兵庫県が事業主体となりまして今年度完了を目途に工事を進めておる

わけなのですが、工事を実施していく中で工事手法の変更であるとか、それに伴って家屋調査等が必要になったものがございまして、そのあたりで事業費のほうが増えておりまして、当町の負担率である20%分を計上させていただいております。

また、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12の委託料の中道跨線橋修繕工事の追加につきましては、この補正予算の名前とJRのほうに委託している名前が違っておりますのは、今回修繕工事委託料ということで上げさせていただいたのみで、中身についてはJRに委託するものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時29分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 申し訳ありません。

当初予算で、中道跨線橋修繕工事委託ということで上げさせていただいてます2億円に今回800万円を追加するものでございまして、玉田議員御指摘のとおり、もともとのJRとの名前については相違しておるのですが、JRの工事に委託するものでございます。その800万円につきましては、今年度工事を前倒してその分に充てるものでございまして、北ノ町の修繕工事につきましては町単費で対応する予定をしております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 一番最初の陸上競技場の施工業者が使った水道、要は切削するのに水が要ったということなのですが、切削するのに水が必要やというのはよく分かるのですが、何か月ぐらいかかって10万円何がしの料金が発生したのかというのをもう一度お願いをしたいのと、あともう一点、先ほど経済建設部長が言われた補修という工事と修繕という工事の言葉の使い分けの説明が今されてなかったのですが、その違いは何なのですか。

それと、先ほど北ノ町のほうの予算を中道跨線橋のほうに回したということなのですが、北ノ町のほうの工事は町単費で令和7年度で完成するというふうに理解してよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） この水道につきましては、2カ月分を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 言葉の違いは違っているのですが、中身につきましては中道跨線橋の修繕工事に企てるものでございます。北ノ町の修繕工事につきましては、令和7年度で完了する予定をしております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 陸上競技場のほうは、また請負のほうの変更のところでは改めてお聞かせをしたいというふうに思いますのでお願いします。

それと、先ほど言葉遣いが補修と修繕という違いがあるのですが、これは大事なことなのですが、工事名というのはいろいろ使い分けるもんじゃなくて、同じにしたらどうですか。例えば、所管事務報告でも、11億円のJRに委託しているのは補修工事というふうにしたしかあがって

るかと思うのです。当初予算では、中道跨線橋の修繕工事で今回も修繕という言葉が使っているので、何か違う工事なのかなというような錯覚を起こしますので、こういう工事名というのは正確に使っていただけたらなというふうに思います。その点についての考えをお聞かせください。

それからあと、急傾斜のほうの話なのですが、当初予算がたしか負担金が1,000万円ついて、先ほど言われたように負担率が2割であるとすると、1,000万円を2割で割り戻すと、5,000万円の工事費であったということが分かるのです。今回、230万円の増額ですので、2割で割り戻すと1,150万円の工事費が増えるという、合わせて6,150万円の工事費になっていることがうかがえるのですけれども、そういう理解でいいのかどうかだけ確認をしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） 私のほうからは、先ほど補修と修繕の言葉の使い方の中で、予算書の作成という観点からちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

予算書を作成するに当たりましては、当然契約前、議決をいただいてから契約しますので、契約前に細節名称というものを付する形になってございます。そのときに、予算書作成の観点から、ほかの科目の細節名称等々との整合性も考えながら名称のほうをつけますので、それと実際に契約をした際の名称がずれる、完全に一致しないということはケースとしてはございます。ただ、玉田議員が今お話しありましたとおり、やはり言葉というのは内容を示すものですので、そこはなるべく合わせるようにという形は今後心得ていきたいなどは考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 急傾斜の分につきましては、当初1,000万円の予算を計上してございまして、今回230万円の補正ということで上げさせていただいております。町費につきましても、20%ということで事業費に割り戻しますと、議員仰せのとおりでございまして、変更内容につきましてはのり枠工の範囲の変更、それからコンクリートの吹きつけからのり面工への変更、そして家屋調査を22軒分追加したもので1,150万円増えているということでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑は。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、何点か質疑いたします。

まず、12ページの歳入、款15の国庫支出金、款16の県支出金にそれぞれ多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金が上がっておりますが、対象となる事業者の受入れとの説明でしたが、この国の多様な事業者参入促進・能力活用事業の概要としては、事業者の参入に加えて特別支援教育・保育経費の補助でありますとか、就学前子どもの集団活動の利用料の一部給付等のメニューがございます。この補助率が国、県ともに3分の1でありまして、したがって同額の78万3,000円が町の経費として支出があるものと思いますけど、この補助金を活用した事業というのは歳出の中のどの事業に当たるのか、御説明をお願いいたします。

それから次に、22ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18の負担金、補助及び交付金の中に未整備農地集積奨励支援事業補助金がございますが、これはどの地域の事業に関する補助金なのかということについて御説明をお願いします。

それから、先ほどお話しありました24ページの款8土木費の兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金追加については、先ほどの質疑で大分内容は分かりましたけれども、当初予算1,000万円に対しまして230万円の追加ということで23%の増加ですが、この事業は令和7年度完

成予定ということでしたが、その進捗に関して影響はないかどうかということについての説明をお願いします。

それから、財源は地方債発行が180万円となっております、一般財源が44万6,000円となっておりますけど、この充当率はたしか90%だったと思うのですが、このような配分にされている理由についてということと、それから前も聞いたかもしれませんが、地元負担金ということですから、交付税措置はあるのかなのかという点について説明をお願いします。

最後に、これも先ほど質疑ございましたが、26ページの款9消防費、項1消防費、目4災害対策費の防災行政無線用機器購入費と新型J－A L E R T受信機購入費についてですが、これらはともに令和6年度に行政無線の2期工事と、それからJ－A L E R T専用アンテナの設置の事業というのは完了してるわけですけれども、今回の補正での事業との関連があるのかどうかということについて説明をしていただきたいのと、地方債としてはこれは1つの地方債で財源を賄っておられますけれども、この両事業、行政無線とJ－A L E R T、これについては全く独立した事業なのか、何か関連があるかどうかということについて、それから充当率は100%とございますけど、これは交付税措置率は70%でよかったかどうかということ。

以上、質疑いたします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 私のほうからは、12ページの多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金について御説明させていただきます。

この補助金につきましては、先ほど議員の言われましたとおり、新規参入施設への巡回指導ですとか様々なメニューがありますが、今回のものにつきましては認定こども園特別支援教育・保育経費という部分のメニューの補助金でございます。こちらにつきましては、健康面や発達面において特別な支援が必要な子供を受け入れる私立認定こども園の設置者に対しまして、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業で、2人以上在籍する私立認定こども園であって、要件を満たす子供の教育・保育を担当する職員を加配する施設を対象施設とします。

今回、これは何に充てられているのかということですのでけれども、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費、こちらの節18負担金、補助及び交付金の障害児保育事業補助金、こちらのほうに充てられているものでございます。当初は、この補助金がございませんでしたので、町のほうが100%町単独で実施するものでしたが、今回2人以上の受入れがございましたので、国、県からの補助を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私のほうからは、22ページの目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の未整備農地集積奨励支援事業補助金ということで御説明させていただきます。

当事業におきましては、耕作放棄地の解消とその発生防止、農地の集約、集積、未整備農地の有効活用を一体的に進めるということで、地域農業の維持的発展と集落の機能の維持、活性化に資するもので支援を行うものでございます。10アール当たり2万円ということで、58アールの面積で6筆となっております、地区につきましてはいずれも上太田地区ですのものでございます。

それと、24ページの目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金の急傾斜崩壊対策事業の進捗は問題ないかというお尋ねですが、県に確認しますと、一応令和7年度で完了するという事でお聞きしてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） 私のほうからは、お尋ねのありました起債につきまして急傾斜地の関係と、あと防災行政無線の関係もお尋ねがあったと思いますので、私のほうからまとめてお答えをさせていただきます。

急傾斜地のほうにつきましては、これは起債対象となりますのが、県単事業は除きまして補助事業を該当しております。補助事業の対象で、当初予算のときは900万円の予算措置だったかと思えます。1,000万円の事業費に対して掛ける90%、充当率90%でございますので1,000万円、今回は1,200万円に町負担額が変更になりますので、掛ける90%で1,080万円、当初の措置900万円から1,080万円を差引きしますと180万円という計算になる形でございます。

あと、起債制度でございますが、これは起債メニューとしましては公共事業等債という地方債区分になってございます。これにつきましては、充当率は90%なのですが、交付税措置についてはちょっと複雑になってございまして、90%のうちの50%分は通常分という扱いになりまして、これにつきましては交付税措置はございません。ただし、残る40%分、これは財源対策債分という整理になってございまして、この財源対策債分のうち50%につきましては交付税措置がされるという起債でございます。

あと、防災行政無線の関係でございますが、これにつきましてはいずれも緊急防災・減災事業債でございまして、充当率は100%、交付税措置率は70%でございます。

起債につきましては以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 先ほどの防災行政無線、それからJ-ALERTにつきまして、第1期工事、第2期工事と関連があるのかということでございます。これについては、令和元年度に整備いたしました防災行政無線において、その保守期間が切れるということによりまして機器を更新いたします分でございますので、関連はございます。

それから、J-ALERTの分につきましても、同じく保守が切れるものでございまして、これは機器の更新といたしますのは、もう長らく使っておりまして、当町では支障は出ておりませんが、全国的にもう老朽化してきて国のほうから機器も更新したほうがいいのかという推奨をされておりますので、当町におきましても、改めて受信機を更新するものでございます。

それで、この防災行政無線の機器購入と、それからJ-ALERTの受信機につきましては、予算書の5ページになりますけれども、繰越明許のほうに上げさせていただいております。これにつきましては、2つの事業については令和8年度に実施、完了というのを見込んでおるわけですが、本年度に予算計上することによりまして緊防債が活用できまして、財政の負担軽減につながるということで、本年度に予算を計上した上で繰越明許をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 最後に説明がありました。そこも聞こうと思ったのですが、5ページの第2表の繰越明許費に先ほどの防災行政無線、それからJ-ALERTの受信機購入が上がっておりますが、説明では機器の調達非常に難しいという、説明資料の中にはそういう記載だったのですが、緊防債を使えるということで今年度は上げてということなのか、実際に機器の調達が非常に難しい状態なのか、その辺の状況についてはどうですか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） もちろん、機器の調達に時間がかかるということもございます。あわせまして、先ほど申し上げました財政負担の軽減ということも考慮してということでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず1つは、27、28ページの款10教育費、項5社会教育費、目6図書館費について、報酬として臨時図書館司書報酬追加というのがありますが、臨時で雇うのですけれども、これの理由と期間について説明願います。

もう1つは、その前に戻って25、26ページの款10教育費の中で、小学校、中学校、幼稚園費の中に学校園給食配膳員給追加というのがございます。これについて説明を求めます。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） まず1点目、28ページの目6図書館費の臨時図書館司書報酬追加でございますが、こちらにつきましては図書館の職員の体調不良による休暇がございまして、その間の職員をその職員の休暇の期間だけ雇用したものでございます。

それから、26ページにあります学校給食配膳員の給与の追加でございますが、こちらにつきましては新たに雇用した給食の配膳員ですとか、そういったあたりの給与について差額が生じた分の追加でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 臨時図書館の扱いについて、期間は分からないのですね。体調が戻るというか、でないとか、いつまでとか、いつから復帰するとかというのは不明ということですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 診断書の出た期間でございますので、申し訳ありません、ちょっと何日間かというのは今資料が手元にないので期間についてはお答えできないのですけれども。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前10時53分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 期間につきましては、約2カ月でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 18ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金、先ほど中裁議員のほうからも質疑があり、回答のほうで過年度分も含む消費税ということだったのですけれども、年度ごとの金額というのは分かるのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 節18補助金の追加に係る286万円の年度ごとの金額を申し上げます。

令和5年度分が129万5,600円、それから令和6年度分のほうが156万3,800円、合計しまして285万9,400円となります。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第82号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第2、議案第82号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、10ページの款8国庫支出金、項2国庫補助金、目1の子ども・子育て支援事業費補助金ですが、令和8年度からの制度変更に向けてのシステム改修というお話でしたが、これはこども家庭庁の子ども・子育て支援制度のことという理解でよろしいかどうかということをお聞きします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議員おっしゃるとおり、こども家庭庁の子ども・子育て支援制度に係る国民健康保険のほうで調整する支援金の関係のシステム改修ということでございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 令和8年度から毎年度、医療保険加入者からの支援納入金を子ども・子育て政策の財源確保として行うというふうに理解しておりますけれども、これは後期高齢者医療特別会計でも同じ項目が上がってますけど、同じ内容と考えてよろしいかと思うのですが、これは令和8年度以降、毎年度段階的に増額されると予想されるわけですが、今回のこの改修はそれを見込んだものとしてやられるのか、毎年度改修が必要なのか、こういった性格のシステム改修なのか、説明をお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時00分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 今回、制度導入に当たりまして、一度だけ、あと令和9年度、令和10年度までということで大体聞いておりますけれども、その分については使用者側のほうで率とかそのあたりは設定できるということでございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ありがとうございます。

最後に、このシステムで国保の部分と、それから後期高齢者医療の部分でそれぞれ財源確保のためになります。この2つのシステムというのは全く独立のものなのか、何か関連性があるのか、同じシステムでやるのか、それぞれということなのか、その点についてだけ説明をお願いします。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時04分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 今、議員のほう御質問がありました国民健康保険、それから後期高齢者医療、どちらのシステムにつきましても、現状OEC株式会社であったり、そういうもとの徴収関係のシステムに機能を新たに追加して改修するというところでございます。だから、独立したシステムではございません。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第83号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第3、議案第83号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第84号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆） 日程第4、議案第84号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第5 議案第85号 令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（首藤佳隆） 日程第5、議案第85号令和7年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第86号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(首藤佳隆) 日程第6、議案第86号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第87号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(首藤佳隆) 日程第7、議案第87号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第88号 工事請負変更契約の締結について(太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事(その1))

○議長(首藤佳隆) 日程第8、議案第88号工事請負変更契約の締結について(太子町総合公園陸上競技場4種公認更新工事(その1))を議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それではまず、今回の変更の経緯の確認として質疑いたしますけれども、8月臨時会で議決された議案第53号の計画に従って施工しようとしたところ、全天候舗装トップコートを予定していた南北の半月円の部分、ここの劣化が進んでることが分かったために変更になったと、これは洗浄されたのかなということですが、トップコートでは十分でないから、ウレタン3ミリオーバーレイ、トラックと同じ仕様かと思えますけど、それに変更するという内容と理解しましたが、まずそれでいいかどうかということと、それでこのトップコートの施工予定の箇所はそれ以外にも⑤番から⑩番までございますけれども、トラックの外とかですね。ここについては、劣化というのはそれほど問題ではないということなのか、あるいは南北の半月円の部分はフィールド競技、投てき競技とか走り高跳び、棒高跳びの競技が行われる区域だから4種公認のために変更が必要ということなのか、それはどちらの理解なのかということをお説明いただきたいと思えます。

それから、表の中の下の方にあります全天候舗装1で、ウレタン3ミリ、弾性層10ミリ、それから開粒アスファルト舗装となっている部分、これはトラックの中の一部なのですが、これは多分リレー競技などで劣化が進みやすい場所で、だからそういう施工になっているのかなという理解をしていたのですが、今回の変更でほかのトラック部分と同様の施工に変更になってますけど、これについての説明をお願いいたします。

○議長(首藤佳隆) 教育次長。

○教育次長(福井照子) まず初めに、陸上競技場の走路、半月円の構造なのですが、下からアスファルト層、10ミリのゴムチップ層、3ミリのウレタン層となっております。その上で、本件の主な変更点の2点について御説明申し上げます。

1点目としまして、南北の半月円につきましては、当初設計段階より全天候舗装の摩耗及び経年劣化による弾力性の衰退等が見られましたので、日本陸上競技連盟からのウレタン舗装による打ち替えが望ましいが、トップコートによる補修でも差し支えないとの見解を受けまして、当初はコストを抑える意味でも、それから少しでも長くもたせるようにということでも、トップコー

トによる補修を行う予定でございました。しかしながら、トップコートの施工前に必要な高圧洗浄を実施しましたところ、相当な部分で洗浄した部分につきまして浮きとかめくれ上がりがり確認されたため、作業を中断いたしました。浮きやめくれ上がりのある状態でトップコートによる補修はできず、それからこのまま無理にトップコートによる補修を行っても公認更新が困難となることが予想されることや、それからこのまま強行しましても、近いうちに再度ウレタン層からの補修が必要になると見込まれることから、先ほど議員おっしゃられましたとおり、トラックと同じようにオーバーレイ舗装をすることで、今後できるだけ長期にわたり修繕が必要とならないような状態を維持するというので、今回工法を変更することにいたしました。

それから、それ以外の部分ではということですが、今回の主な改修工事の趣旨としましては、4種公認をいただくということを主眼に置いておりますので、できるだけコストを抑えてということで、本当に必要な部分のみの改修とさせていただきます。

次に、2点目としまして、トラック走路の7カ所において、先ほどおっしゃられました変更があったということですが、こちらのほうにつきましては約10ミリ程度走路が下がっていることを確認しております。日本陸連の規定では、走路の厚さは先ほど申し上げましたとおり13ミリ以上とされていることから、ゴムチップ層とウレタン層合わせて13ミリでございますので、その下のアスファルト層から打ち替えることとしておりました。しかしながら、規定上、走路の横断勾配が1%、縦断勾配が0.1%、この0.1%というのが1メートルで1ミリの勾配ですので、ほぼフラットな構造となっております。このことから、設計上は可能であります、アスファルト舗装を5メートルで5ミリの勾配というのが現場でのすりつけは難しいということで施工者から協議がありまして、設計者、陸上競技連盟と協議した上で、ウレタン舗装を厚くすることで走行性、耐久性、安全性の確保ができると判断したために、今回は工法を見直したものでございます。これにより、コストの削減にもつながっております。

なお、今回の工事につきましては、日本陸連と工法等についてその都度協議を行いまして、公認更新に必要な基準を満たすとともに、次回修繕が必要となるまでの期間をできるだけ長く空けることができるように工夫しながら、必要最低限の工事を行うこととしているものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 この更新工事についてなのですが、先ほど8月の臨時会で議決しまして4カ月ほどで、19%ほどアップの追加工事は一体どういうふうなことなんでしょうかというふうには正直思います。やらなくてはならないことかとは思いますが、今後の耐久性、長期にわたり補修が必要がないように考えているということなのですが、工事の大きな部分で高圧洗浄機で洗って見たらそういうふうになったというのですけれども、実際にそれまでの段階では特にそういった支障というか、不備が出るような可能性というのはなかったものなのかというのが1点と、あと金額のアップする部分、大方4,000万円近くなのですが、これは補助金の対象にならずに町単独でしかできないものなのかということと、あと先ほどありました長期にわたり補修の必要がなくなるという形でしたけれども、実際にどれぐらいの期間もつ見込みであるというのと、あと4種公認というところにこだわって、今回も工事をやるときに8月の段階でもそれだけの投資をして、収支とのバランスの乖離というのがずっと前からですけれども言われる中で、そこのバランスが取れてないところを次年度から利用料金等々にもいろいろいろいろなところで反映されてくるかとは思いますが、その工事をするがために利用料金が上がっているような

見え方がしてしまうというのが、せつかくいい施設があるのにすごいもったいないなという気がしてならないのですけれども、そのあたりはどういうふうを考えているのか、その点を確認したいと思います。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） それでは、1点目、今回高圧洗浄をかけるまでに支障がなかったのかということですが、通常に使用する分につきましては特に支障があるというような報告はこれまでも受けておりませんでした。工事に当たりますと、陸上競技連盟の認定員の方にも来ていただきまして、御指摘を受けた箇所を直すということになっておりますが、そのときにも先ほど申し上げましたように、ウレタン舗装による打ち替えが望ましいが、トップコートによる修繕でも差し支えないということでもいただいております。見た目上はそれほど傷んでいるという感覚ではなかったのですけれども、ウレタン舗装につきましては耐用年数が10年から15年というふうになっておりますので、こちらのほうの施設につきましては大きな修繕をこれまでしておりませんので、約25年間もったような形になっております。その上で、どうしてもトップコートを塗り直すにしても、きれいにしてからでないと塗り直せませんので、いざ高圧洗浄で洗ってみると、浮きや剥がれが激しくなって、このままではできないといったのが現状でございます。

それから、こちらの分は町単独の費用での工事かということですが、スポーツ振興くじtotoの助成金を8,000万円頂いてする工事となっております。

3点目、どれぐらいもつのかということですが、一概には言えませんが、今回の大きな工事を行うまでには、小さな修繕を重ねながらですけれども、25年間使用してこられましたので、同じように行くかどうか分かりませんが、できるだけ長いこともつように大切に使用していただきたいと思っております。

それから、4種にこだわって今回の工事にかけて利用料が上がるのではないかとということですが、利用料の見直しにつきましては、町全体として利用者に負担していただくというところの観点から見直しをさせていただいたものですので、今回この施設が改修に伴っての料金の見直しではないということでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 スポーツ振興くじの件は十分理解してはいるのですが、今回のこの追加の分もそれに適用、例えば追加なので駄目だよなのか、追加でも可能だよという話なのかというのが1つと、あと料金の値上げですけど、料金の値上げは十分理解しているのです。ただ、こういった形で追加追加になると、そういうふうに見えてしまうところがある。僕だけなのかもしれないですけど、見えてしまうところが懸念されるなと思って、使うには本当にいい施設だと思うのです。前回の契約のときにも言いましたけど、いい施設なので、よそも使ってるんだから、単独じゃなくてほかのところとかもそういった話をして、みんなで合同で広域化して使って、少しでも各市町の負担を減らせたらなという話もさせていただきましたけれども、本当にいい施設であるがために、そうやって後で追加追加になってしまうと、何かもやもやするなというところがあったので、その件はお伝えしようと思ってたのですけれども、質問になってなくて申し訳ないので、一旦その点が気になってますので、その2点について再度確認します。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） まず、1点目のスポーツ振興くじの助成金につきましては、今回工事費の変更に伴っての追加というのはございません。今頂ける分の最高額が8,000万円ということですので、残りについてはおっしゃいましたように町単独の費用となります。

それから、料金の見直しについてでございますが、先ほどおっしゃっていただいたように、広域化しているなどところに協力していただいて運営できれば一番いいとは思っておりますけれども、それについてもこれまで町長、副町長がいろんな場面でお話をしていただいておりますが、その辺についてはやはり難しいということでお返事いただいております。今後につきましては、せっかくいい施設になりますので、たくさんの方に御利用していただけるように、今度は満足度を上げるという形で御納得いただけるような運営をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 大丈夫です。勘違いです。

○議長（首藤佳隆） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

山本順久議員。

○山本順久議員 工事の内容の変更は承知しました。

それで、工事が変更されることによって、当初令和8年3月25日で完了予定という工期の予定になっておりましたが、そちらのほうに影響はないのかどうか、お伺いします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） こちらの工事につきましては、公認の期間というのが決まっておりますので、3月25日の工期というのはいまだ必須だと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 3点ほど確認をします。

まず最初なのですが、高圧洗浄をすることによって工法が変わったという説明だったのですが、トップコートでやる場合とウレタン3ミリのオーバーレイでやる場合、それぞれとも高圧洗浄をするという施工方法だったのかどうかの確認をお願いいたします。

2つ目なのですが、補正予算のところでも質問したのですが、切削に大量の水を使ったというお話だったのですが、当初設計から高圧洗浄に係る水を役場のほうの水道を使うという条件で当初設計に計上されたものかどうか、そこらあたりの確認をお願いいたします。

3点目なのですが、この工事はもともと制限付きの一般競争入札で1回不調になって、時間的な余裕がないので指名競争入札に切り替えて業者を決定したという経緯があります。今回、契約額が3,500万円余り、約2割の増額になって2億1,800万円余りの契約額になっているわけですが、仮に当初からこういう金額になるということが分かっておれば、指名業者の選定の条件に変更がなかったのかどうか。つまり、3,500万円増えたことによって、もともとそれが分かっておれば業者選定で経営事項審査の点数がもう1つランクが上の業者になるとか、そういう選定のランクが変わるといえるのか、そういうことがなかったのかどうかの3点をお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） まず、1点目ですが、高圧洗浄の件ですが、トップコートの工事の場合には塗り直しが必要ありませんので、ウレタン舗装の分が必要ありませんので、まずはきれいにしてからということで、この部分については高圧洗浄は必要です。ただ、ウレタン舗装から直す場合には切削しますので、その部分については洗浄する必要はございませんので、こちらについてはもともと計画にはなかったというものでございます。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時32分）

（再開 午前11時32分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 申し訳ありません。

水道の使用につきましては、当初の設計から含まれていたものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 契約前の入札に関しての3点目の質問なのですがすけれども、もともとこの金額の追加があった状態で入札をかけるということで、ランクといたしまして、業者の選定に問題はなかったかという御質問かと思えます。

この追加によって、例えば、億単位の金額で言いますと、2億円というようなラインがあると思うのですがすけれども、その金額によって指名のランクが変わるかと思しますと、そうではなく、もちろん指名競争入札に關しまして指名業者、町内の業者の育成という面で、町外の業者と町内の業者に経営事項審査の点数に差はつけております。このたびは町内業者は800点、町外については1,000点というラインを設けておまして、それによってこのたびの追加の金額がもともとあったことによって、そのラインが変わるかと思しますと、それは変わるものではございませんので、もともと今回の追加の工事が当初設計の中にあつたとしても、変化するものではございません。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 水道代の料金が当初から役場の水道水を使うということが計上されてたということだったのですけれども、役務費か何かで計上されとつたのですか。普通は、高圧洗浄をするのに何平米当たり何ぼというような施工単価というのがあつて、そういう単価で金額というのははじくように思うのです。土木で言うと、舗装の切断する場合に不陸があるところを舗装をやり替えるときにカッターを入れるのです。カッターを入れるのに摩耗するものですから、水をかけながら歯で回転させて舗装を切るというようなことがあるのですがすけれども、それも当然水を使うのですがすけれども、そういう水を使うことも含めてメートル何ぼやってねというような設計をするというふうに僕は理解してたのですがすけど、今そういう高圧洗浄だったら、水道水はまた別で役務費か何かで計上されとつたというふうに理解していいのか、もともとから計上されておつたよという意味が分からないので、もう少し具体的に説明していただきたいというのが1つ。

あと、決算委員会だったか、予算委員会だったか忘れたのですがすけれども、変更する増減の金額に制限はないのかという質問をしたことがあるのですがすけれども、そのときに制限はないけれども、できるだけ変更幅は少ないほうがいいというような回答をされたように記憶をしております。今回、億単位の工事ですがすけれども、3,500万円余りの金額変更というのは小さいと言えるのかどうか、そこらあたりをお聞かせ願いたいというふうに思います。お願いします。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午前11時38分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 水道についてでございますが、当初から設計には含まれております。ただ、水を使うということは分かっておりましたが、業者が持ってくるのか、それとも現地の水道を使うのかということが業者が決まってからの話ということで、今回補正を上げさせていただいたものでございます。陸上競技場の水道を使うということが決定しましたので、補正対応をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） 私のほうからは、2点目の変更契約のパーセントのお話についてお答えをさせていただきます。

今回の変更契約額が少ないものではないということは認識はしております。しかしながら、現場の工事の連続性等々を踏まえまして、今回につきまして変更契約という方法を選択させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 最初の洗浄水の話なのですが、当初から入ったというふうに言われたのですが、業者の責任で水は準備してねということなのか、あるいは当初から数百立方メートル使うよという前提で、ある程度水道料金を設計の中に計上してたということなのですか。そのところなのです。業者が自前で準備するのか、町の水道を使うのかというのは、それはもう選択だと思うのですが、いずれにしても業者の責任で水は準備して、そこで町の水道を使うのか、業者がまた別のタンクか何か持ってきて洗浄するのか、それは業者の選択だけれども、当初設計から町の水道を使うという前提で設計計上してたというふうに理解していいですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 先ほど言われましたように、水を使うというのはもう決まってると思うのですが、業者の責任でもって水を準備していただくという中で、今回は業者が町の水道を使用された、そういう選択をされたということでございます。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午前11時45分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 先ほどの御質問ですが、歩掛の中に入っているものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時46分)

(再開 午前11時47分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第9 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長(首藤佳隆) 日程第9、議案第89号児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については11月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第89号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

12月5日から12月18日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、12月5日から12月18日まで本会議を休会することに決定いたしました。

次の本会議は12月19日午前10時から開催いたします。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午前11時49分)